

【愛称:命を守るとくしま-0(ゼロ)作戦条例】

# 「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る 震災に強い社会づくり条例」

平成24年12月21日施行

自助

自らの安全は自ら守る

共助

地域住民が互いに助け合う

「防災・減災」  
—災害予防—

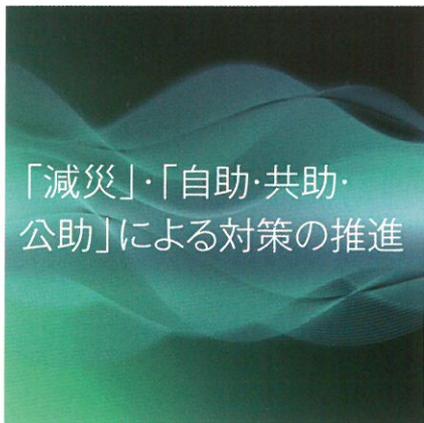
震災に強い社会の実現

公助

県や市町村等が担う



徳島県



# 「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」を制定しました。

東日本大震災は、地震国日本に住む私たちに、平穏な生活を一瞬にして破壊する地震・津波のすさまじさを改めて知らしめたところです。この大震災を教訓として、これからの震災対策は、「助かる命を助ける」ことをはじめとして被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、あらゆる方策を講じることの必要性が広く認識されるようになりました。

また、震災(地震・津波の被害)の規模が大きいほど、「自助・共助・公助」のそれぞれの主体が責務と役割を認識し、より密接に連携することが欠かせません。

本県では、南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による甚大な被害が危惧されており、震災時の死者ゼロを目指す「とくしま-0(ゼロ)作戦」を、より一層加速させていく必要があります。

このため、この条例には、県民一丸となって震災に強い社会づくりを推進する上で共有すべき基本理念を定めるとともに、県民、自主防災組織、事業者等の取組みや地震・津波災害を予防する土地利用に関する規制を盛り込んでいます。

## 「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の構成

### 前文

東日本大震災の教訓を踏まえ、被害を最小化する「減災」と「自助・共助・公助」を基本とした対策への取組みを明確にするとともに、「とくしま-0(ゼロ)作戦」をより一層加速させ、県民一丸となって真に震災に強い社会づくりを推進するため、条例を制定します。

### 総則 第1条～15条

#### 目的(第1条)

県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、震災に強い社会の実現を目指します。

#### 基本理念(第3条)

- ① 被害を最小化する「減災」を基本に震災対策を実施
- ② 「自助・共助・公助」を基本に震災対策を実施
- ③ 関係者が緊密に連携して、着実に震災対策を実施

県民の役割  
(第4条)

自主防災組織の役割  
(第5条)

学校等の役割  
(第6条)

事業者の役割  
(第7条)

県の責務  
(第8条)

市町村との連携  
(第9条)

震災対策に関する計画の作成等(第10条) 震災対策に関する憲章(第11条) 徳島県震災を考える日等(第12条) 顕彰(第13条) 震災対策への県民等の意見の反映(第14条) 財政上の措置(第15条)

予防対策  
第16条～61条

応急対策  
第62条～77条

復旧及び復興対策  
第78条～83条

県民・自主防災組織・学校等・事業者及び県による対策並びに市町村等との連携  
特定活断層調査区域における土地利用の適正化等(予防対策)



#### ■何よりも「避難」が大切です。

東日本大震災では、防波堤や防潮堤などの防災施設への過信から逃げ遅れたり、一度は避難したものの、第一波が低かったことから帰宅したことで、多くの方々が犠牲となりました。津波の発生が予測される場合には、早く、近くの高い所へ避難するとともに、避難勧告等が解除されるまでは避難を継続することが大切です。



# 県民一人ひとりが取り組むこと

県民のみなさん一人ひとりが、平常時から地震・津波に対する危機意識を持って、自らの命を自ら守るため、積極的に対策に取り組むことが大切です。震災対策に関する正しい知識の習得、津波等からの避難の心構え、生活物資の備蓄など、日頃から震災に備えましょう。

## 自助

### 震災への備え(予防対策)

- 地震・津波の特性や発災時の対応など、正しい知識の習得
- 地域の防災活動(自主防災組織や消防団等)への積極的な参加
- 津波や崖崩れ等からの避難の心構え
- 避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法の確認
- 住宅の耐震診断・改修、家具類の転倒防止などへの取組み
- 食糧・飲料水・医薬品などの備蓄や、ラジオ・消火器などの準備
- 要援護者等の方々から避難支援者への情報提供  
(避難支援者は、その情報を適正に管理)

#### 【事業者や学校等では】

- 発災時に備えた防災教育や訓練の実施
- 被害を最小限に抑えて、事業活動を継続する事業継続計画(BCP)の作成



### 震災発生時の対応(応急対策)

- 地震・津波の情報に注意し、速やかな避難
- 倒壊又は附属物の落下等のおそれがある施設からの避難
- 消防や救急などの活動や要援護者の避難の妨げとならないように  
車両使用の自粛
- 避難勧告等が解除されるまでの避難の継続
- 避難所における共同生活への協力

#### 【事業者や学校等では】

- 従業員や来所者等、児童や生徒等の安全確保
- 危険物等を取り扱う事業者における二次的な被害の防止



### 震災後の対策(復旧・復興対策)

- 自らの生活再建及び地域社会の再生への協力





## 地域みんなで取り組むこと

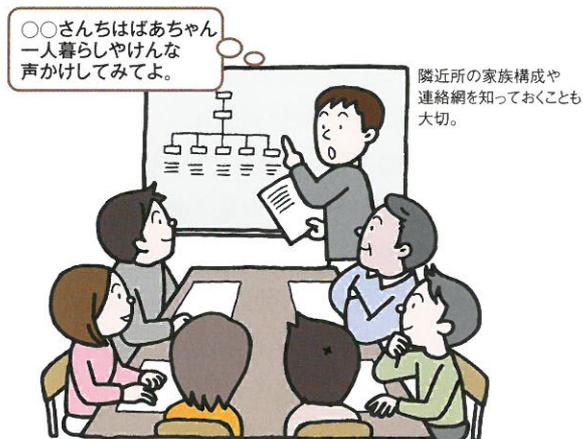
向こう3軒両隣! 地域防災の要となるのが自主防災活動です。地域で助け合い、地域の安全を守るため、みんなで積極的に対策に取り組むことが被害の軽減に繋がります。震災対策に関する意識の啓発、率先避難行動をはじめとする避難体制の整備、資機材の備蓄など、日頃から震災に備えましょう。

### 震災への備え(予防対策)

- 地域の防災意識を高めるための防災研修や訓練の実施
- 避難経路や避難場所等を記した防災マップの作成
- 率先避難行動をはじめ地域における避難体制の整備
- 初期消火、負傷者の救出及び救護等に必要な資機材の備蓄

#### 【事業者や学校等では】

- 地域の避難所指定への協力
- 地域と連携した防災活動の実施



### 震災発生時の対応(応急対策)

- 率先避難行動の実践や要援護者に対する避難支援
- 初期消火、負傷者の救出及び救護
- 地域住民の安否に関する情報の収集及び伝達
- 主体的な避難所の運営

#### 【事業者や学校等では】

- 率先避難行動や避難所運営への支援など、地域と連携した対策の実施
- 震災に関する情報の提供など帰宅困難者への支援



### 震災後の対策(復旧・復興対策)

- 地域社会の再生に貢献し、県や市町村等の復旧・復興対策への協力

#### 【事業者や学校等では】

- 地域住民が日常の生活に戻るよう事業活動や教育活動の早期再開





## 県や市町村等で取り組むこと

県や市町村等にとって、住民の生命、財産を保護することは最も重要な責務です。震災に備え、堤防や緊急輸送路等の整備を進めるとともに、発災時に的確に対応できる避難・救助・医療などの体制強化に努めます。また、震災対策に関する知識の普及や人材の育成など、県民のみなさんと連携して、対策を推進します。

# 公助

### 震災への備え(予防対策)

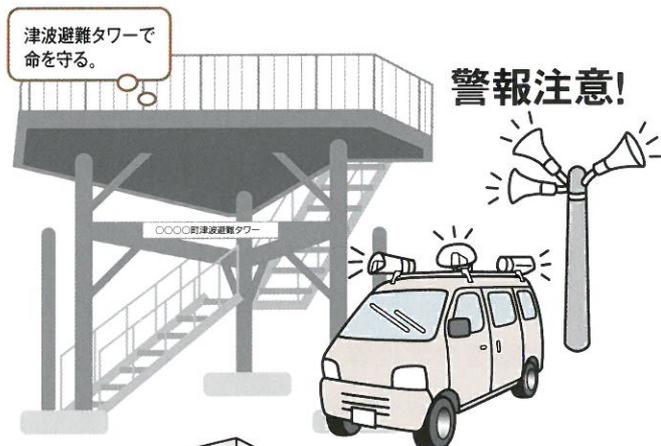
- 避難・救助・医療などの体制強化
- 堤防や緊急輸送路など公共土木施設の整備
- 行政機能を維持するための業務継続計画(BCP)の作成推進
- 広域的な応援体制の確立(他の都道府県等との協定締結)
- あらゆる被害を想定した防災訓練の実施
- 震災対策に関する知識の普及や人材の育成
- 自主防災組織の結成促進や活動への支援
- 庁舎など防災上重要な施設の耐震化の推進
- 地震・津波災害に強い地域づくりの推進

### 震災発生時の対応(応急対策)

- 震災に関する情報の迅速な提供
- 避難・救助・医療などの応急対策の的確な実施
- 被災した方々などへの心のケア体制の確立

### 震災後の対策(復旧・復興対策)

- 県民や事業者等と連携した、復旧・復興計画の早期作成及び円滑な実施



自助 共助 公助 の連携で、

# 県民みなんで震災に強い社会を実現!



#### ■ 徳島県震災を考える日(考える週間)

県民一人ひとりが震災についての認識を深め、震災対策の一層の充実を図るため、決めました。

- 9月1日:「徳島県震災を考える日」
- 8月30日～9月5日:「徳島県震災を考える週間」

# 地震・津波災害を予防する適正な土地利用

## 南海トラフ巨大地震に備えた土地利用の規制

津波が発生すれば、沿岸部などでは住民の生命や財産に危害が生じるおそれがあります。条例では、そのような地域を「津波防災地域づくりに関する法律」に基づいて、次の区域に指定することとしています。

### 【津波災害警戒区域(イエローゾーン)】

津波ハザードマップの作成などにより、津波から逃げることを確実にするため、知事が指定する区域です。  
※この区域には建築の制限はかかりません。

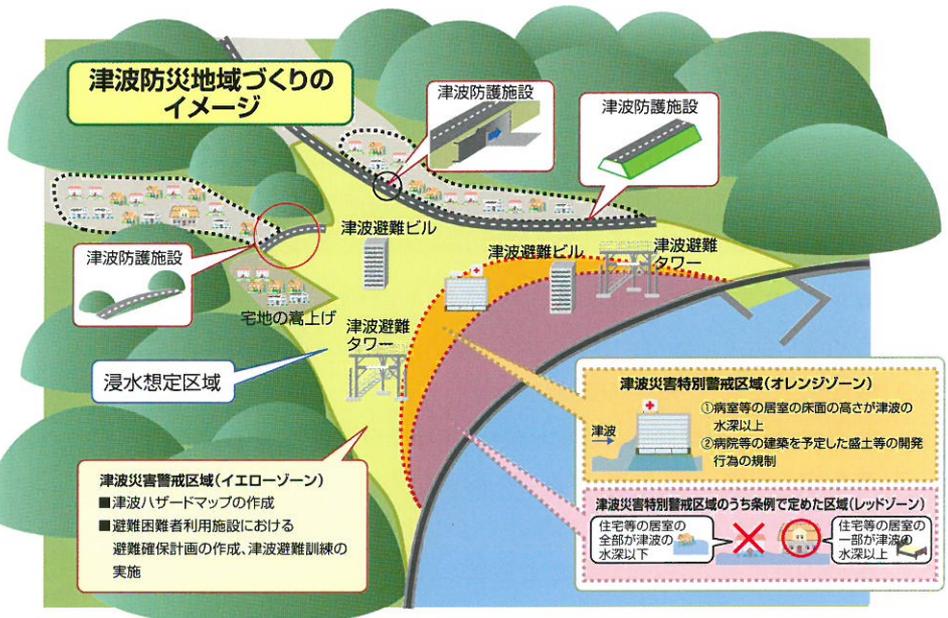
### 【津波災害特別警戒区域(オレンジ・レッドゾーン)】

#### 〈オレンジゾーン〉

病院や社会福祉施設等において津波を避けることができるよう、居室の床の高さが津波の水深以上となること等を求めるため、知事が指定する区域です。

#### 〈レッドゾーン〉

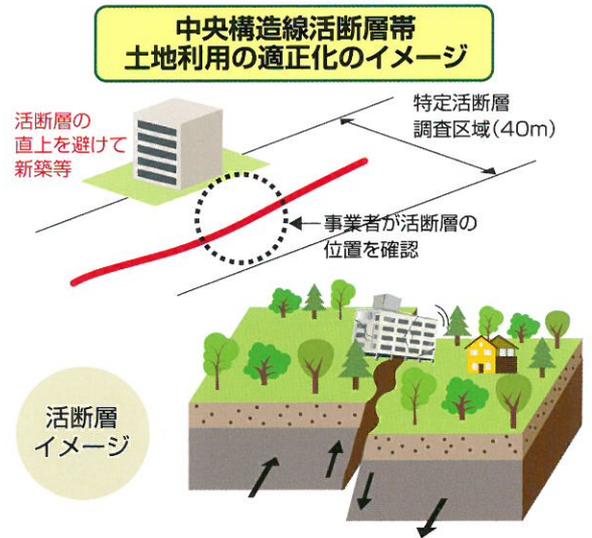
オレンジゾーンの中に、市町村が指定する区域です。この区域には市町村条例で対象施設を追加することができます。



## 中央構造線活断層帯に係る土地利用の適正化

中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生すれば、活断層の直上では、地表面のズレにより建築物等に大きな被害が生じます。条例では、活断層の調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として指定し、「多数の人が利用する建築物」及び「危険物を貯蔵する施設」の新築等(新築、改築、移転)を行う場合には、活断層の位置を確認し、その直上を避けていただくこととしています。

※中央構造線活断層帯における土地利用の適正化は、平成25年4月1日の施行です。平成25年4月以降、関係市町の意見を伺うなど、「特定活断層調査区域」の指定手続を進め、その後一定の周知期間を経て適用となります。



### 土地利用に関する規制の緩和等

土地利用に関する規制等だけでなく、市街化調整区域における規制の緩和なども併せて実施していくこととしています。

## 徳島県 危機管理部 南海地震防災課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL.088-621-2710 FAX.088-621-2849

nankaijishinbousaika@pref.tokushima.lg.jp